笠岡市低入札価格調査試行要領の新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| （調査基準価格）第３条　（省略）２　低入札価格調査基準率は，対象工事の予定価格算出の基礎となった額を用いて，次に掲げる計算式により算定した率の小数点第２位以下を切り上げた率（その率が０．９２を超える場合は０．９２とし，０．７５を下回る場合は０．７５とする。）とする。３　前項の規定にかかわらず，市長が特に必要があると認めるときは，調査基準価格を予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額に０．７５を乗じて得た額から０．９２を乗じて得た額までの範囲で適宜定めることができるものとする。（失格基準価格）第６条　（省略）２　失格基準率は，対象工事の予定価格算出の基礎となった額を用いて，次に掲げる計算式により算定した率の小数点第２位以下を切り上げた率（その率が０．９２を超える場合は０．９２とし，０．７５を下回る場合は０．７５とする。）とし，前項のＸには開札時の到達ミリ秒の１０の位の数字を，Ｙには開札時の到達ミリ秒の１の位の数字を，Ｚには開札時の到達ミリ秒の１００の位の数字を代入するものとする。（直接工事費×０．９２＋共通仮設費×０．８５＋現場管理費×０．８５＋一般管理費×０．５）÷予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）３　（省略） | （調査基準価格）第３条　（省略）２　低入札価格調査基準率は，対象工事の予定価格算出の基礎となった額を用いて，次に掲げる計算式により算定した率の小数点第２位以下を切り上げた率（その率が０．９を超える場合は０．９とし，０．７を下回る場合は０．７とする。）とする。３　前項の規定にかかわらず，市長が特に必要があると認めるときは，調査基準価格を予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額に０．７を乗じて得た額から０．９を乗じて得た額までの範囲で適宜定めることができるものとする。（失格基準価格）第６条　（省略）２　失格基準率は，対象工事の予定価格算出の基礎となった額を用いて，次に掲げる計算式により算定した率の小数点第２位以下を切り上げた率（その率が０．９を超える場合は０．９とし，０．７を下回る場合は０．７とする。）とし，前項のＸには開札時の到達ミリ秒の１０の位の数字を，Ｙには開札時の到達ミリ秒の１の位の数字を，Ｚには開札時の到達ミリ秒の１００の位の数字を代入するものとする。（直接工事費×０．９２＋共通仮設費×０．８５＋現場管理費×０．８５＋一般管理費×０．５）÷予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）３　（省略） |